

第 6 章 資料

1 計画策定の経緯

平成28年3月施行の「川口市文化芸術振興条例」に基づく文化芸術振興計画の基本的方針を定める「川口市文化芸術振興指針」策定に係る勉強会が開催されました。また、平成29年9月に「川口市文化芸術審議会条例」が施行され、11月より委嘱及び審議が開始されました。勉強会、審議会及び計画書策定の経緯は以下のとおりです。

1 川口市文化芸術振興指針策定に係る勉強会

年度	回	開催日	
平成28年度	第1回	平成28年 9月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治振興課・青少年対策室・産業政策室 ・ 教育総務課・生涯学習課・文化財課 ・ 指導課・文化推進室
	第2回	11月28日	

2 川口市文化芸術審議会

年度	回	開催日	審議の内容等
平成29年度	第1回	平成29年11月29日	委嘱・諮問・計画の位置づけ
	第2回	12月26日	第1章～3章・第4章基本目標1
	第3回	平成30年 1月24日	第4章基本目標1～2
	第4回	2月23日	第4章基本目標3
	第5回	3月27日	第5～6章・全体素案
平成30年度		5月（予定）	教育委員会に素案の報告
		8月（予定）	子育て・教育環境向上対策特別委員会に素案の報告 総合教育会議に素案の報告
		9月（予定）	パブリックコメントの実施
		10月（予定）	答申
		10月（予定）	計画書の策定

2 川口市文化芸術審議会委員

役職	氏名	条例第4条該当名	備考
会長	原田 敬美	知識経験者	一級建築士・会社代表
副会長	吉岡 正人	知識経験者	埼玉大学教授
委員	山口 淳子	市民	公募
委員	宇田川 格	市民	公募
委員	稲川 和成	知識経験者	川口市議会議員
委員	松本 進	知識経験者	川口市議会議員
委員	吉田 喜代美	美術関係者	川口市美術家協会副会長
委員	岡村 睦美	美術関係者	画廊経営者
委員	高田 純嗣	美術関係者	彫刻家
委員	伊藤 寿夫	音楽関係者	川口市民音楽協会理事
委員	大西 まみ	音楽関係者	音楽家
委員	齋藤 譲一	音楽関係者	(一社)日本劇場技術者連盟理事長
委員	舘松 義夫	社会教育関係者	川口市文化団体連合会常任理事
委員	小林 克	社会教育関係者	日本大学講師
委員	松本 幹夫	社会教育関係者	川口市短歌連合会理事

任期：平成29年11月29日から平成31年11月28日まで

3 文化芸術関連事業実績の推移

計画を策定するに当たって、現状を把握し、課題を抽出するために使用した、平成24年度から事業実績の推移を示しました。

(1) 市民コンサート入場者数の推移

	H24-1	H24-2	H24-3	H24-4	H25-1	H25-2	H25-3	H26-1	H26-2	H26-3
会場	本庁舎	アトリアデッキ	医療センター	芝市民ホール	本庁舎	医療センター	鳩ヶ谷庁舎	本庁舎	鳩ヶ谷庁舎	リリア音楽ホール
定員(人)	—	—	—	500	—	—	—	—	—	600
入場者数(人)	95	214	223	421	55	184	75	74	52	539
入場率(%)	—	—	—	84	—	—	—	—	—	90
内容	コカリナ	コカリナ	ピアノ声楽	ブルースハーモニカ	ジャズ	ピアノ声楽	リコーダーピアノ	マンドリン	吹奏楽	ピアノ
演奏家(組)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3

	H27-1	H27-2	H27-3	H28-1	H28-2	H28-3	H29-1
会場	戸塚公民館	芝市民ホール	本庁舎鳩ヶ谷庁舎	西公民館	アトリアデッキ	並木公民館	グリーンセンター
定員(人)	264	500	80	159	—	70	—
入場者数(人)	268	520	120	127	172	56	778
入場率(%)	—	—	—	80	—	80	—
内容	フォークソング	バイオリン津軽三味線	二胡	ジャズ	ホーメイ	ケルト音楽	ジャズポップス
演奏家(組)	1	1	1	2	1	1	3

(2) 文化芸術鑑賞事業観覧者数の推移

	H24	H25	H26	H27	H28	H29
参加者数(人)	—			32	36	16
入場者数(人)	1,128	184	80	332	257	42
会場	旧田中家住宅			リリア	リリア	リリア
内容	漆芸展	津軽三味線	落語	生け花	生け花	民謡

※H24～26年度は歴史的建造物活用事業

(3) 文化振興助成金交付件数の推移

	H24	H25	H26	H27	H28
申請件数(件)	9	8	5	2	10
予算計上件数(件)	10	10	10	10	10
助成金額(円)	600,000	1,200,208	730,277	342,684	1,346,702

(4) 文化芸術団体加盟団体数(会員数)の推移

	H24	H25	H26	H27	H28
川口市文化団体連合会(団体数)	135	133	128	124	117
川口市民音楽協会(団体数)	58	58	62	61	62
川口市美術家協会(会員数)	355	340	340	343	337

(5) アートギャラリー入場者数の推移

		H24	H25	H26	H27	H28
企画展	開催日数(日)	141	158	171	158	186
	入場者数(人)	20,155	13,226	11,523	12,673	13,973
	人/日(人)	143	84	67	80	75
共催展	開催日数(日)	183	200	211	206	229
	入場者数(人)	36,540	27,634	26,859	29,269	31,048
	人/日(人)	200	138	127	142	136
貸し ギャラリー	開催日数(日)	95	90	100	92	71
	入場者数(人)	8,583	8,589	10,215	8,949	7,004
	人/日(人)	90	95	102	97	99
ワークショップ ・講座	開催日数(日)	49	46	54	35	40
	入場者数(人)	949	942	758	457	877
	人/日(人)	19	20	14	13	22
	参加人数(人)	899	716	480	269	390
	参加人数/募集人数(%)	89	86	73	86	74

(6) 文化施設(ホール設置施設)の利用者数の推移

	H24	H25	H26	H27	H28
川口総合文化センター(人)	642,367	587,835	633,607	619,690	661,128
芝市民ホール(人)	45,498	42,945	42,142	43,091	35,195
南平文化会館(人)	60,484	59,708	54,447	58,286	69,219
鳩ヶ谷駅市民センター(人)	23,150	26,482	25,813	26,636	24,675
ふれあいプラザさくら(人)	39,921	37,004	33,921	40,903	42,523

(7) 川口総合文化センターの利用者数の推移

	H24	H25	H26	H27	H28
メインホール(人)	299,713	-	288,138	-	314,858
音楽ホール(人)	101,061	-	99,718	-	98,597
展示ホール(人)	76,814	-	-	-	80,529
催し広場(人)	39,568	-	37,444	-	40,609
ギャラリー(人)	19,203	-	25,727	-	22,807

(8) 交付金交付事業入場者数の推移

	H24	H25	H26	H27	H28
青少年ピアノコンクール(人)	1,141	1,137	1,154	1,196	1,385
文化祭(人)	8,308	9,297	10,226	9,740	6,728
かわぐち音楽の日(人)	2,580	1,680	2,310	2,423	3,351
美術展(人)	3,571	3,492	5,508	5,294	4,740
初午太鼓コンクール(人)	800	800	800	800	700
川口市文化団体連合会芸術祭(人)	—	—	—	3,000	—

(9) 広報誌配布率及び情報メール登録者数の推移

	H24	H25	H26	H27	H28
配布世帯／全世帯(%)	70.6	69.7	68.9	68	67.1
きらり川口情報メール登録者数(人)	18,534	24,022	70,950	79,784	—

(10) 公民館等の利用者数の推移

	H24	H25	H26	H27	H28
公民館(人)	1,637,154	1,653,947	1,676,049	2,015,407	2,135,152
中央ふれあい館(人)	170,754	173,461	201,279	281,460	262,821

(11) その他の利用者数等の推移

	H24	H25	H26	H27	H28
図書館延べ利用者数(人)	1,070,008	1,046,668	1,039,964	1,047,624	994,949
図書館延貸出冊数(冊)	3,110,611	3,041,455	2,832,396	3,038,487	2,879,637
映画祭応募数(本)	730	661	727	684	919
映画祭入場者数(人)	8,077	10,043	9,104	9,375	9,050
親と子の音楽会入場者数(人)	753	743	750	633	547
地域活動支援センター創作参加者数(人)	948	892	739	686	750

* 実績の推移は、「市政概要」「主要な施策の成果に関する説明書」「行政評価結果報告書」の各該当年度からの抜粋です。

4 文化芸術基本法（平成13年12月公布）（抜粋）

平成13年12月7日条例第148号

（平成29年6月23日改正）

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中であって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、文化芸術により生み出される様々な価値を生かして、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術に関する施策についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第1条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることに鑑み、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国及び世界において文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう考慮されなければならない。

5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。

6 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。

7 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。

8 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。

9 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

10 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

(中略)

(地方文化芸術推進基本計画)

第7条の2 都道府県及び市(特別区を含む。第三十七条において同じ。)町村の教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が文化に関する事務(文化財の保護に関する事務を除く。)を管理し、及び執行することとされた地方公共団体(次項において「特定地方公共団体」という。)にあつては、その長)は、文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画(次項及び第三十七条において「地方文化芸術推進基本計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方文化芸術推進基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かななければならない。

(略)

5 川口市文化芸術振興条例（平成28年3月公布）

平成28年3月24日条例第35号

（目的）

第1条 この条例は、文化芸術の振興に関する基本理念を定め、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、市民の文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）の充実及び文化芸術の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな活力ある市民生活と魅力あるまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「文化芸術」とは、文化芸術振興基本法（平成13年法律第148号。第6条において「法」という。）に基づくものとする。

（基本理念）

- 第3条** 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主性及び創造性が十分に尊重されなければならない。
- 2 文化芸術の振興に当たっては、市民の文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう配慮されなければならない。
 - 3 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し享受することが市民の権利であり、市民が等しく文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。
 - 4 文化芸術の振興に当たっては、地域の伝統的な文化芸術が、将来にわたり引き継がれるよう配慮されなければならない。
 - 5 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者その他市民の意見が反映されるよう配慮されなければならない。

（市の役割）

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、本市の特性を考慮し、文化芸術の振興に関し、必要に応じて体制の整備を図り、総合的に推進するものとする。

（市民の理解と交流）

第5条 市民は、基本理念に配慮し、自主的に様々な文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する活動を通して文化芸術の振興に寄与するとともに、相互に理解し、尊重し、交流を深めるよう努めるものとする。

（文化芸術基本計画）

第6条 市長は、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、文化芸術基本計画（文化芸術の振興に関する計画及び法第7条の2第1項に規定する地方文化芸術推進基本計画をいう。次項において同じ。）を策定するものとする。

- 2 市長は、文化芸術基本計画の策定に当たっては、あらかじめ、市民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

（基本施策）

第7条 市は、次に掲げる文化芸術の振興に関する施策を行うように努めるものとする。

- (1) 広く市民が文化芸術を鑑賞し、又は文化芸術活動に参加する機会の提供及び充実
- (2) 地域に根ざした文化芸術を活用したまちづくりの推進
- (3) 文化芸術活動を担う者及び次代の担い手の育成及び支援
- (4) 文化芸術の継承及び保護の推進
- (5) 教育活動及び生涯学習の場における文化芸術への支援
- (6) 文化芸術施設の充実及び活用の推進
- (7) 前各号に掲げるもののほか、文化芸術の振興を図るために必要な施策

（財政上の措置）

第8条 市は、文化芸術振興施策を推進するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（評価等）

第9条 この条例の運用状況を評価し、必要に応じた措置を講ずるものとする。

（委任）

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年3月〇日条例第〇号)

この条例は、公布の日から施行する。

6 川口市文化芸術審議会条例（平成29年9月公布）

平成29年9月27日条例第31号

（設置）

第1条 文化芸術基本法（平成13年法律第148号。次条において「法」という。）第37条の規定に基づき、川口市文化芸術審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議する。

- （1）法第7条の2第1項に規定する地方文化芸術推進基本計画に係る重要事項に関する事。
- （2）アートギャラリーの運営に係る重要事項に関する事。
- （3）その他文化芸術の推進に係る重要事項に関する事。

（組織）

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

（委員）

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- （1）市民
- （2）知識経験者
- （3）美術関係者
- （4）音楽関係者
- （5）社会教育関係者

（委員の任期）

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第6条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、審議会の会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第7条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（関係者の出席及び資料の提出）

第8条 審議会は、特に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、その意見を聴き、又は関係者に資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第9条 審議会の庶務は、教育局において処理する。

（委任）

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和53年条例第9号）の一部を次のように改正する。

附 則（平成30年3月〇日条例第〇号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年5月17日から施行する。
（川口市立アートギャラリー運営審議会条例の廃止）
- 2 川口市立アートギャラリー運営審議会条例（平成18年条例第19号）は、廃止する。
（川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 3 川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 53 年条例第 9 号)の一部を次のように改正する。

7 用語集

計画書をよりご理解いただくために用語集を作成しました。計画書に記載のあるものはページを付して在ります。

あ行

アートギャラリー・アトリア……

平成18年（2006年）4月にオープン。現代アートの展覧会や地域に根ざした事業を展開し、市民が新しい表現に出会い多様な価値観を共有する場を目指している。「アトリア」とは、アート、アトリエ、リリア（川口総合文化センター・リリア）に由来する造語。

赤山城跡……

【埼玉県指定旧跡】寛永6年（1629年）に関東郡代伊奈半十郎忠治が築造し、以後163年間にわたり在地支配の拠点として機能してきた陣屋敷跡。総面積は77haを測り、敷地内には陣屋の中核をなす本丸、二の丸のほか、山王三社、山王沼新田、家臣屋敷地、菩提寺である源長寺などが配されている。

AI（アプリシエイティブ・インクワイアリー）……

人間の知的営みをコンピュータ上の人間同様の知能の知能に実現させようという試み。

安行藤八の獅子舞……

【川口市指定無形民俗文化財】地元では「夏祈禱」あるいは「フセギ」と称され、夏の流行病予防のためにむら中一軒一軒を祓い歩くもので、伝承によると、江戸時代初期にむらに悪疫が流行し、6月25日にその祓いのための祈禱として行ったのが、その始まりとされている。この獅子舞は、代神楽と称し二人立ち一頭舞で、祭囃子や神楽とともに伝承され、現在では、安行藤八獅子舞保存会によって、6月25日近くの日曜に行われている。

安行原の蛇造り……

【川口市指定無形民俗文化財】毎年5月24日に五穀豊穡、天下泰平、無病息災等を祈願して、旧原村の小清水、半縄、向原、中郷の小字の人々により行われる年中行事。藁で全長10m程の蛇（じゃ）を作り、大櫓（現在はやぐら）に掛け、最後に百万編を行う。

伊奈半十郎忠治……

江戸時代前期の関東代官頭（後の関東郡代）。寛永6年（1629年）、武蔵国赤山（現在の川口市赤山）に陣屋を築き、ここを拠点として、見沼溜井（見沼田圃の前身）の造成や利根川と荒川の河川改修事業を実施し、水害を防止するとともに、新田開発を推進した。

IoT（インターネットオブシングス）……

あらゆるものがインターネットを通じてつながることによって実現するサービス。

江戸袋の獅子舞……

【川口市指定無形民俗文化財】旧江戸袋村に江戸時代初期から伝えられ、春は4月、秋は10月のそれぞれ第2日曜日に、氷川神社境内を中心に悪魔祓い、五穀豊穡、氏子繁盛を祈禱して実施されている三頭立獅子舞。昔は「江戸袋のバツバツ舞」と親しまれ、現在、舞手は小、中、高校生が務めている。

か行**川口市教育振興基本計画………**

川口市教育大綱で示した本市の教育の指針についてより具体化を図るため策定した、本市の教育の振興を総合的かつ計画的に推進していくための基本的な計画。平成28年度から平成32年度までの5年間を計画期間とし、学校教育から生涯学習まで教育に関する幅広い施策を盛り込んだ構成となっている。

川口市教育大綱………

教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、地域の実情に応じた本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱。第5次川口市総合計画が掲げる本市の将来像「人と しごとが輝く しなやかでたくましい都市 川口」の実現を教育分野から目指す本市における教育の指針。

川口市美術家協会……

美術の振興を図り、もって川口市の芸術文化の向上に寄与することを目的に、川口市在住・在勤の美術愛好者による、日本画、洋画、彫刻・工芸・書・写真の6専門部会から構成される団体。

川口市文化団体連合会………

昭和21年（1946年）に発会。川口市内で全市的活動をつづける各種文化団体の連合体。川口市内における文化活動を目的とした団体の連絡、協調を図り、各種文化活動を健全に促進し、市民活動の高揚に寄与することを目的としている。

川口市民音楽協会………

昭和51年（1976年）に創立。主として、器楽演奏による団体、学校吹奏学部、市民オーケストラ、合唱などの団体や趣旨に協賛する個人を会員とする。活動は各種音楽会の開催、加盟団体の音楽活動への公演などを行っている。

川口総合文化センター・リリア………

芸術文化の振興とコミュニティの促進を図り、もっと豊かな市民生活の形成と地域社会の発展に寄与することを目的に、平成2年（1990年）に設置。地上6階のホール棟と地上15階のタワー棟により構成され、ホール棟にはメインホール（2002席）、音楽ホール（600席）、展示ホールがあり、タワー棟にはリハーサル室、会議室などがある。平成18年から財団法人川口総合文化センター（平成22年から公益財団法人川口総合文化センター）が指定管理者となる。

川口の木遣……

【川口市指定無形民俗文化財】「木遣」とは、大木や石を大勢で引いていくこと。江戸時代になると、建物は基礎工事や高所作業を行う鳶職人によって伝承されるようになり、梯子乗りや纏振りとともに伝えられてきた。「川口の木遣」は、江戸火消組の文化を伝えるものであり、川口独特の節回しとともに、立地の特性が育んだ都市文化として貴重なものである。

木曾呂の富士塚……

【国登録重要有形民俗文化財】地元で「ふじやま」・「木曾呂浅間」と称され、寛政12年(1800年)に富士講の一派である丸参講の信者である蓮見知重の発願により見沼代用水東縁と見沼通船堀の連絡点の崖上に構造されたもので、高さ(盛土部)5.4m、直径20mを計り、塚全体が盛土で築かれており、火口・お中道・胎内めぐりの穴などが設置され、富士講築造の富士塚としては県内最古のもの。

旧田中家住宅……

【国登録有形文化財】大正時代に建設された県下有数の本格的洋風住宅。大正12年(1923年)に竣工した木造煉瓦造三階建の洋館、昭和9年(1934年)に増築された別館のほか、文庫蔵、茶室、池泉回遊式庭園、煉瓦塀により構成されている。

さ行**埼玉県文化芸術拠点創造事業……**

文化芸術を通じて地域の活力を創出するため、地域で使われなくなった空き家や空き店舗、廃校校舎、歴史的建造物などの建物を文化芸術拠点として継続的に活用し、地域の様々な主体と連携して行う文化芸術事業を助成するもの。

SKIPシティ(スキップシティ) ……………

埼玉県が中心となり推進している一大プロジェクトで、中小企業の振興と次世代映像産業の導入・集積並びに国際競争力を備えた人材育成を目指し、平成15年(2003年)にオープンした。一般の方が利用可能な施設として、子どもから大人まで映像制作を楽しく学べる「参加体験型」の映像ミュージアム等がある。

SNS(ソーシャルネットワークサービス) ……………

インターネットのネットワークを通じて、人と人をつなぎコミュニケーションが図れるように設計されたサービス。

た行**第5次川口市総合計画……………**

本市のまちづくりのビジョンを明らかにし、本市の将来の姿を掲げるとともに、その実現に向けて必要な基本方針と施策の方向を定めるもの。計画期間を平成28年度から平成37年度までの10年間とし、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3構造で構成されている。

東京2020文化オリンピック……………

文化オリンピックは、オリンピック・パラリンピック開催国で行われる文化・芸術のパフォーマンスや展示、舞台公演などのプログラム。東京2020文化オリンピックでは「あらゆる人々が参加できるプログラムを全都道府県で実施し、地域を活性化する」「オリンピックを通じて、多くの若者に文化芸術への参加を促進し、創造性を育成する」事を目標に様々なプログラムを実施している。

は行**八幡木ばやし……**

【川口市指定無形民俗文化財】江戸時代末期から八幡木地域に伝わり、東京の神田囃子の流れを汲み、農作物の豊作を感謝し、来年の豊作を祈願して神社の境内でお囃子を演奏したのが始まり。

初午太鼓保存会……

昭和52年、川口の郷土芸能である初午太鼓を川口の文化財として保護傳承することを目的に、川口鋳物工業組合を主体として結成された組織。事業として初午太鼓コンクールを主催している。

beyond2020……

2020年を世界の人々に日本の魅力をアピールする絶好の機会と捉え、地域性豊かで多様性に富んだ日本文化を活かし、国際化や共生社会など2020年以降のレガシー創出に資する文化事業を認証し、オールジャパンで統一感を持って日本全国へ展開するもの。

文化芸術基本法（文化芸術振興基本法）……

文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的として平成13年（2001年）に制定された法律。平成29年（2017年）に法改正され、法律名が、「文化芸術振興基本計画」から「文化芸術基本法」に改称された。

文化財保護法……

文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上を資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする法律。この法律では、文化財を有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、及び、伝統的建造物群と定義している。

ま行**民俗文化財……**

衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋、その他の物件など人々の生活の推移の理解のため欠くことのできないもので、特に重要なものとして国等が指定する「重要民俗文化財」と保存と活用が特に必要なものとして国等が登録する「登録民俗文化財」がある。

無形文化財……

演劇、音楽、工芸技術、その他の無形の文化的所産で、歴史上又は芸術上価値の高いもの。人間の「わざ」そのもので、具体的には、そのわざを体得した個人または個人の集団によって体現される。重要なものとして指定する「重要無形文化財」と重要無形文化財には指定されないが、我が国の芸能や工芸技術の変遷を知る上で重要であり、記録作成や公開等を行う必要がある「記録作成等の措置を講ずべき無形文化財」とがある。

メセナ活動……

企業が主として資金を提供して、文化・芸術活動を支援すること。「メセナ」とは芸術文化支援を意味するフランス語。

や行**安井息軒……**

江戸時代後期の儒学者。名は衡、字は仲平、息軒は号。日向国宮崎郡清武郡（現・宮崎県宮崎市）出身。その業績は江戸期儒学の集大成と評価され、近代儒学の礎を築いた。慶応4年（1868年）、維新期の動乱を避け、川口市領家に9ヶ月滞在する。

有形文化財……

建造物、工芸品、彫刻、書跡、典籍、古文書、考古資料、歴史資料などの有形の文化的所産で、歴史上、芸術上、学術上価値の高いものの総称。建造物について重要なものとして国等が指定する「国宝」・「重要文化財」と保存及び活用についての措置が特に必要とされる建造物文化財を国等が登録する「登録有形文化財」がある。

ら行**領家の囃子と神楽……**

【川口市指定無形民俗文化財】領家の総鎮守である稲荷神社と前耕地地区の三十番神社の祭礼に奉納される囃子と神楽。江戸葛西囃子の流れをくむ「きり囃子」が江戸時代後期に伝えられたものといわれ、囃子は五人囃子で行われ、神楽は囃子連中の行われるもので「はやしかぐら（囃子神楽）」と呼ばれている。